

総基料第237号
平成18年10月23日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 森下 俊三 殿

総務省総合通信基盤局長
森 浩

番号案内接続サービスの機能提供に関して講すべき措置について（要請）

標記に関し、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（番号案内接続サービスの機能提供）」（平成18年7月21日諮問第1155号）に対する情報通信審議会の答申（平成18年9月29日情審通第81号）において、別紙のとおり、指摘がなされたところである。

これに関しては、貴社において適切な措置を講じるとともに、その講じた内容を報告されたい。なお、下記1に掲げる事項については接続事業者の要望があった場合に、下記2に掲げる事項については番号案内接続サービスの開始前までに報告すること。

記

- 1 接続事業者の直収電話等から発信する場合に当該接続事業者が選択する中継網を利用できるようにする機能追加について、接続事業者の要望があれば早急に機能開発に着手し、準備が整い次第、速やかに機能提供すること。
その際、当該機能追加に係る費用については、本機能に係る接続料の原価の一部として、本機能を利用する全事業者が負担すること。
- 2 利用者が、番号案内接続サービスについて正しく理解した上で利用できるよう、貴社においては、適切な方法により、事前に以下の点を利用者に伝えること。

- (1) 貴社の固定電話から発信する場合、優先接続（マイライン）機能が働かないため、市内通話及び県内市外通話は貴社が、県間市外通話はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が、それぞれ設定する通話料金が請求されること。
- (2) 貴社が本サービスの利用料金を新たに設定する場合、本サービスの利用に当たっては番号案内サービスの料金に加えて本サービスの利用料金が必要であること。

情審通第81号
平成18年9月29日

総務大臣
菅 義偉 殿

情報通信審議会

会長 庄山 悅彦

答申書

平成18年7月21日付け諮問第1155号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。
 - ・ NTT東西において、接続事業者の直収電話等から発信する場合に当該接続事業者が選択する中継網を利用できるようにする機能追加について、接続事業者の要望があれば早急に機能開発に着手し、準備が整い次第、速やかに機能提供すること。
その際、当該機能追加に係る費用については、本機能に係る接続料の原価の一部として、本機能を利用する全事業者が負担すること。（考え方2）
- 3 あわせて、本件の審議に関連し、総務省において、以下の措置が講じられることを要望する。

- ・ 利用者が、本サービスについて正しく理解した上で利用できるよう、N T T東西及び接続事業者においては、適切な方法により、事前に以下の点を利用者に伝えること。

① N T T東西の固定電話から発信する場合、優先接続（マイライン）機能が働かないため、市内通話及び県内市外通話はN T T東西が、県間市外通話はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「N T Tコム」という。）が、それぞれ設定する通話料金が請求されること。

なお、接続事業者の直収電話等から発信する場合について、県間市外通話の料金をN T Tコムが設定する場合は、それぞれの事業者が設定する通話料金が請求されること。

② 事業者が本サービスの利用料金を新たに設定する場合、本サービスの利用に当たっては番号案内サービスの料金に加えて本サービスの利用料金が必要であること。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続統款の
変更案に対する意見及びその考え方
(番号案内接続サービスの機能提供)

意 見	再 意 見	考 え 方
意見1 今後ともNTT東西と接続事業者との公正な競争環境の整備がなされるべき。	再意見1	考え方1
○ NTT東・西殿が本機能を追加される背景には、ドライカッパ電話等、他事業者との競争があつたと考えられます。これは、事業者間の競争がお客様利便の向上に寄与した一例であると考えます。 今後とも、NTT東・西殿と接続事業者の公正な競争環境が整備されることにより、事業者間の競争が一層促進され、結果としてお客様利便が向上するものと考えます。	—	—
(KDDI)		
意見2 他の中継事業者の網経由を選択できる仕組みを基本的機能として具備する等、事業者間の同等性を確保すべき。	再意見2	考え方2
○ 諮問第1155号に係る審査事項19の事由欄でも指摘されているとおり、本機能を利用した通信においては、県間通信はNTTコミュニケーションズ股網経由のみであり、当社等各中継事業者網経由を選択することはできません。 公正な競争環境を確保するために、NTT東・西殿の開発に必要な費用が必要に比して余りにも過大なものとなり、総合的に判断してお客様利便の向上どちらい等の特別な事情がある場合を除いては、当社等各中継事業者網経由を選択できる仕組みがNTT東西ネットワークの基本的な機能として具備されることが原則であると考えます。	○ 番号案内先への通信実現機能は、番号案内接続機能で用いているNPS交換機を利用して実現するものであり、同じくNPS交換機を利用して提供している既存の手動交換接続機能、手動コレクトサービス取扱機能及び自動コレクトサービス接続機能における県間通信が現在NTTコミュニケーションズ社網経由となっていることから、これと同様の仕組みにより提供開始することとしたものです。 当社の固定電話網から発信する場合において、お客様のマイライン登録内容に従った中継選択を可能とする機能を実現するためには、30億円(NTT東西計)を上回る追加開発費が必要となる見供することが適当である。	○ 機能の提供に当たつて特定の事業者の中継網以外利用できないこととするのは、原則、電気通信事業法第33条第4項第4号に反し、認められないが、本件については、審査結果における考え方で示されているとおり、不当な差別的取扱いをしているとまでは認められない。 なお、接続事業者が選択する中継網を利用できるようになる機能追加については、過大な費用が生じるとは言えないため、NTT東西においては、接続事業者の要望があれば早急に機能開発に着手し、準備が調い次第、速やかに機能提供することが適当である。

<p>(KDDI)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 番号案内に係るオペレータサービス用交換機から案内先までの中継網として、同一県内であればNTT東西、同一県内でなければNTTコミュニケーションズの網を利用することとされています。本件のように、NTT東西が新規開発する網機能に関して、中継事業者をNTTグループ内に限定することは、中継事業者間の同等性確保において適当でないものと考えます。 	<p>中継事業者間の同等性確保という観点から、他事業者の接続機会を確保し、接続条件を明確化することにより、他事業者が中継を希望する場合には、早期に実現させることが適当です。この際の接続条件は、NTT東西及びNTTコミュニケーションズと同等の条件かつ同等の費用とすることが必要です。</p> <p>(日本テレコム)</p>	<p>意見3 NTT東西と他事業者が、本機能を利用した通信が同時期に開始可能となるよう取り扱われるべき。</p> <p>○ NTT東・西殿と他事業者で、本機能を利用した通信が同時期に開始可能となるよう取り扱われるべきであると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>その際、当該機能追加に係る費用については、NTTコミュニケーションズ社の中継網を利用可能としている機能に係る費用に準じて取扱うことが公平性の観点から適当と考えられることを踏まえれば、本機能に係る接続料の原価の一部として、本機能を利用する全事業者から回収することが適当である。</p>
		<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p> <p>○ 再意見にあるように、NTT東西の固定電話網から発信する場合と同一の条件であれば、NTT東西と他事業者は本機能を利用した通信を同時期に開始可能である。</p> <p>なお、接続事業者が、上記考え方2で示した追加機能開発を伴う条件で本機能を利用した通信を行う場合は、NTT東西がこれから機能開発に着手することを踏まえれば、NTT東西がサービス開始を予定している時期までに機能開発が終了していない可能性がある。</p> <p>この点について、本機能の提供が当該機能開発の終了に先だって開始されることについては、利用者利便の観点からは、本機能が速やかに提</p>

	<p>す。更に、今回意見提出された中には、現在他社の番号案内接続を利用する事業者様がおられます が、当社は、当該事業者様から、「番号案内先への通信実現機能」のご利用要望を一切いたしましておりません。</p> <p>また、当社は、当社の番号案内接続を利用されている事業者様から、当社の「番号案内先への通信実現機能」を利用される場合に、NTTコミュニケーションズ社網経由とするか自社(又は他のの中継事業者)網経由とするか等について正式な接続申込みをいたしないばかりか、他社の番号案内接続に利用を切り替えて「番号案内先への通信実現機能」も当該他社に提供を依頼する可能性があることを示唆されていところです。</p> <p>当社としては、正式な接続申込みがないまま、ご利用いただけるかどうか分からない機能の開発に着手することはできません。</p> <p>このような状況にあるにも関わらず、新たな機能開発が完了するまで、当社及びその他の事業者のサービス開始時期を遅らせることは、お客様の早期利用ニーズにお応えできることなどなり適当でないと考えます。</p>	<p>(NTT東日本・NTT西日本)</p>	<p>再意見4</p> <p>○ 意見提出事業者様の場合、番号案内先への通信実現機能については、中継交換機等接続だけでなく、端末回線端接続においてもご利用いただくことが可能です。</p> <p>(NTT東日本・NTT西日本)</p>
	<p>意見4 中継交換機接続以外の接続方式への本機能の提供に当たっては、事業者間の公正性を担保すべき。</p>	<p>○ 今回申請された番号案内新サービスについては、中継交換機接続以外の接続方式において、同様の機能提供がなされるか不明です。</p>	<p>○ 意見提出事業者様の場合、番号案内先への通信実現機能については、中継交換機等接続だけでなく、端末回線端接続においてもご利用いただけることが可能です。</p>

(意見5 NTT西日本の接続料算定における分散呼需要の取扱いについて、NTT西日本又は総務省から説明・公表すべき。)	再意見5	考え方5
○ NTT東日本の接続料コストとして、NTT西日本への分散呼に係るコストが計上されています。NTT東日本の網使用料算定根拠によると、当該需要として2,076千回、75千時間が示されており、これにNTT西日本の接続料(23円／回)を乗じて、当該コストが算定されています。 一方、NTT西日本の網使用料算定根拠では、分散呼に係る需要が、本機能に係るNTT西日本の需要の内数として明示されておりません。分散呼に係る需要が内数となつていない場合、NTT西日本の接続料が本来の水準より高くなることとなるため、NTT西日本の接続料算定における分散呼需要の取扱いにつき、NTT西日本又は総務省より説明、公表を行つて頂く必要があると考えます。	○ 当社の接続料算定で用いている需要には、東西分散に関わる需要(2,076千回、75千時間)が含まれております。	—
(日本テレコム、)	再意見6	考え方6
○ 接続料は、平成16年度番号案内実績を元に算定されております。しかしながら、番号案内回数は年数%程度減少を続けており、この傾向が続く場合、本機能提供後の平成20年度に実施される精算において、大幅な値上げとなる可能性があります。他事業者にとって、サービスの原価となる接続料が事後	○ 番号案内回数は年々減少しておりますが、平成19年度にどの程度の番号案内回数になるか、また、そのうちどの程度が本機能を利用されるかについて正確に予測することは困難であるため、認可申請時点で把握している直近の番号案内回数(平成16年度実績)に合理的な手法により調査し	○ 実績原価方式により算定する接続料の原価は、直近の実績値に基づくこととされています。これは、直近の実績値に基づけば、本件の算定方法に合理的なことは認められる一方、需要の減少傾向を理由として初年度のみ予測値を用いる算定方法には合理性は認められない。

<p>的に大幅に値上げとなることは好ましくないため、事後精算を行なう場合には、慎重に対処すべきと考 えます。具体的には、平成19年度の予測値を用いる 等の措置が必要であると考えます。</p> <p>(ウイルコム)</p>	<p>た本機能の利用意向率を乗じて本機能の需要数 を算出し、本機能の接続料を算定することは合理 的であると考えております。</p> <p>また、本機能の接続料は平成19年度実績に基 づき全額精算するため、番号案内回数として平成 16年度実績を用いるか平成19年度予測を用い るかに関わらず、最終的な負担額は変わりませ ん。</p>
	(NTT東日本・NTT西日本)